

公開見積合せ心得

2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会

(趣旨)

第 1 条 この心得は、2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会（以下、「協議会」という。）が、2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会財務規程（以下「規程」という。）第 20 条に基づき大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号。以下「規則」という。）第 61 条の 3 第 1 項が規定する随意契約の手續に準じて実施する公開見積合せに参加する者（以下「見積合せ参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 見積合せ参加者は、協議会が定める規程及びその他の関係法令並びにこの心得及び見積合せ概要書等が定める事項を遵守しなければならない。

2 見積合せ参加者は、見積合せ概要書等に示す契約締結に必要な条件を熟知の上、協議会の指示に従って円滑な公開見積合せに協力し、かつ、他の見積合せ参加者を妨害するなど正常な公開見積合せを妨げる行為を行ってはならない。

(公正な公開見積合せの確保)

第 3 条 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）並びに刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する不当な取引制限等の行為を行ってはならない。

2 見積合せ参加者は、他の見積合せ参加者といかなる相談も行わず、見積価格を定めなければならない。また、見積合せの結果が通知される以前に、他の見積合せ参加者に対して意図的に見積価格を開示してはならない。

(参加資格)

第 4 条 公開見積合せの参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 見積書の提出時において、令和 4・5・6 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録又は堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定）に基づく入札参加資格について有効な登録をされていること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手續開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条の第 1 項の再生手續開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格について、再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項

又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条の第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格について、再認定がなされた者を除く。）でないこと。

(3) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱 別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除設置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと

オ 大阪府、堺市及び協議会との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

(4) 前各号に掲げるもののほか、見積り募集の案件ごとに定める要件（見積合せ概要書等に記載する仕様に示すものを含む。）を満たす者であること。

2 前項及び見積合せ概要書等において定める参加資格を満たさない者の提出した見積書は無効とする。

（同等品申請）

第5条 見積合せ参加者は、見積合せ概要書等に示されている購入、賃借等の目的となる物品（設備装置等を含む。）について、同等品での納品を予定している場合は、見積書の提出を行うまでに協議会に対して、同等品申請を行い、協議会の承認を得た上で、同等品での見積書の提出を行わなければならない。

2 前項による同等品申請を行う場合は、納品を予定している動産のメーカー、品名、規格、型式、その他仕様を確認するためにカタログ等の書類を提出しなければならない。

3 同等品申請の手続きについては、見積合せ概要書等に示す方法により行うものとする。

4 協議会は、第1項の規定にかかわらず、業務上の必要により、同等品申請を設定しない場合がある。

(現場確認または仕様説明)

第6条 協議会は、公開見積合せを行うために必要があると認めるときは、見積合せ参加者の現場確認(現物確認を含む。以下同じ。)を認めるものとする。

2 現場確認は、見積合せ概要書等に示す期間、方法により行う。

3 協議会は、見積合せ参加者が現場確認又は業務等に係る仕様説明に参加することを参加資格としているときは、現場確認又は仕様説明に参加しない者のした見積書は第11条第1号該当により無効とする。

(見積合せ概要書等に対する質問及び回答)

第7条 見積合せ参加者は、見積合せ概要書等の内容について、見積合せ概要書等で定める期間及び方法(電話及びその他の方法)により、質問することができ、協議会は、当該質問について回答する。

2 協議会は、前項の期間及び方法によらない質問に対しては、一切回答しない。

(見積書の提出等)

第8条 公開見積合せに関して、見積書の提出において用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。なお、見積価格は、取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

2 見積書の提出は、見積合せ概要書において示す見積書提出期間内に、協議会が指定するメールアドレスに見積書を添付し、電子メールを送信することにより行う。また、協議会が指定する様式に見積価格及び3ケタ以内のくじ入力番号を入力して見積書の提出と併せて電子データにより提出すること。

3 見積合せ概要書等において資格審査や契約に関して必要となる書類(以下「資格審査書類」という。)の提出を指示されている場合は、前項の書類と併せて電子データ(協議会が他の媒体を指定した場合は、当該媒体)により提出すること。

4 一度提出した見積書の内容を書き換えることはできない。

5 見積合せ参加者(第11条の規定により当初の見積書が無効となった者を除く。)が提出した見積書の全てについて、予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、再度の見積書の提出を求める。ただし、以下に該当する者は再度の見積書の提出はできない。

(1) 当初の見積合せにおいて、見積書の提出をしなかった者

(2) 第11条に該当する見積書を提出した者

6 前項の規定により、再度の見積書の提出をしようとする者は、再見積合せ通知書に記載されている見積書の提出期間内に提出すること。なお、見積書を提出するときは、再見積合せ通知書に記載する当初の見積書の提出における最も低い見積価格を参考とし、当該価格よりも低い価格で行うこと。

(資格審査等)

第9条 協議会は、前条により提出のあった見積書の中から、見積価格が予定価格の制限の範囲内となっており、かつ、最も低い価格の見積書を提出した者に対して、資格審査を行う。なお、最も低い価格を提出した者が2者以上の場合は、別紙に定める方法により前条第2項の規定により入力されたくじ入力番号を用いて、くじにより順位を決定し、最上位の者に対して、資格審査を行う。

2 見積合せ参加者は、協議会が行う資格審査にあたり、前条第2項により提出した資格審査書類について、不備等により協議会から指示があったときは速やかに従わなければならない。

3 第1項により見積合せ参加者に対して資格審査を行った結果、無効又は失格となった場合は、その者を除外して、第1項の規定により資格審査を行う。

(見積合せの取り止め等)

第10条 協議会がやむを得ない事由により公開見積合せが執行できないと認めた場合は、公開見積合せを取り止めることがある。

(見積書の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加資格を有していない者が提出した見積書
- (2) 所定の日時、場所に提出しない者が提出した見積書
- (3) 参加資格を有している者から委任を受けていない者が提出した見積書
- (4) 所在地、商号または名称、代表者氏名の記載を欠く見積書
- (5) 金額を訂正した見積書、又は金額の記載の不鮮明な見積書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (7) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた見積書
- (8) 談合その他不正行為を行ったと認められる者が提出した見積書
- (9) 同一の公開見積合せについて、2つ以上の見積書を提出した者が提出した見積書
- (10) 同一の公開見積合せについて、自己のほか、他人の代理人を兼ねて見積書を提出した者の見積書
- (11) 同一の公開見積合せについて、2者以上の代理人である者のした見積書
- (12) 協議会から示した条件以外の条件を付した見積書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、見積合せ概要書等で示された要件に違反して提出した見積書

(見積書の辞退)

第12条 見積合せを辞退する旨を申し出る場合は、辞退届を協議会に提出しなければならない

ない。ただし、やむを得ない理由により辞退届が提出できないと協議会が認めた場合は、その他の方法で辞退を申し出ることができる。

2 前項の規定により辞退を申し出たときは、それを撤回することはできない。なお、辞退を申し出たことによる不利益な扱いは受けない。

3 第1項により辞退を申し出た者は、当該公開見積合せにおいて失格とする。

(見積合せ)

第13条 協議会は、第9条第1項による資格審査を行い、見積書を採用し契約の相手方を決定する。

2 協議会は、前項による見積合せの結果については、全ての見積合せ参加者に対して電子メールにより見積合せ結果通知書を送信する。

3 契約の相手方として決定された者（以下「契約予定者」という。）は、電子メールにおいて見積合せ結果通知書を確認した後、速やかに受注回答を行わなければならない。なお、見積合せ結果通知書に示す契約金額、又は消費税及び地方消費税相当額が誤っている場合はすぐに連絡しなければならない。

(契約の締結等)

第14条 契約予定者が見積合せ結果通知書及び見積合せ概要書等に示す契約条件について、前条第3項による手続きを行うことにより、契約は成立するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約書を作成する場合には、当該契約書の作成により契約が成立するものとする。この場合において、契約予定者は、契約書及び暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書に記名押印し、また、その他必要な書類がある場合は併せて作成し、見積合せ結果通知を受けた日の翌日から起算して、10日以内（閉庁日を除く。）に契約書を作成して協議会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期間内に提出できないときは、双方で協議し、契約書の作成を行うこと。

3 契約予定者が前項の規定により正当な理由なく協議を行わず、契約書を提出しない場合は、落札者としての権利を失うこととする。

(契約保証金等)

第15条 前条の規定により契約の相手方となった者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 協議会が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券

(2) 協議会が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は契約金額100分の5以上）を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。この場合の保証金額は、契約金額の100分の5以上とする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5又は同令第167条の11に規定する資格を有する者で、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。ただし、建設工事については、この限りでない。
- (4) 規則第68条第6号に該当すると協議会が認める場合

（その他）

第16条 協議会は、公開見積合せに際して、本心得に定める事項のほか、必要に応じて指示を行うので、これに従うこと。また、協議会が指示する事項は、本心得に優先するものとする。

2 協議会に対して、提出のあった全ての書類については、一切返却しないものとする

【別紙：くじの方法について】

見積価格が同額の場合は、下記の抽選方法により資格審査の順位を決定する。なお、「くじ入力番号」とは、「公開見積合わせ心得」第8条第2項の規定により見積合せ参加者が記入する3ケタの番号とする。

くじの手順

- (1) 見積書提出時に任意の3ケタのくじ入力番号を見積合せ参加者に入力してもらいます。
- (2) 「Microsoft Excel」のRAND関数により乱数を発生させ、表示された実数に1,000を乗じた実数のうち整数部分をくじ入力番号に足します。
- (3) その番号の下3ケタをくじ番号として各見積合せ参加者に割り当てます。
- (4) 最低価格での同価格の見積が複数あれば、見積書が到達した順に、0, 1, 2と番号を割りあてます。
- (5) 次の数式で得られた余りの数字が落札候補者を決定します。
計算式 $(\text{くじ入力番号} + \text{乱数}) \div \text{最低価格での同価格の見積者数}$
- (6) 入札書の到着順の番号と(5)の数式で求められた「余り」が一致した者に資格審査を実施します。